

食品安全委員会遺伝子組換え食品等専門調査会

第149回会合議事録

1. 日時 平成28年6月17日（金） 14:00～14:20

2. 場所 食品安全委員会中会議室

3. 議事

(1) 高度に精製され、安全性の確保に支障がないことが確認された食品添加物を飼料添加物として使用する場合に安全性の確保に支障がないことの確認について

(2) その他

4. 出席者

(専門委員)

澤田座長、小関専門委員、橘田専門委員、児玉専門委員、柘植専門委員、手島専門委員、中島専門委員、飯専門委員、山川専門委員、和久井専門委員

(食品安全委員会)

佐藤委員長

(説明者)

農林水産省 沖田課長補佐

(事務局)

東條事務局次長、鋤柄評価第二課長、池田評価情報分析官、井上課長補佐、勝田係員、松井技術参与

5. 配布資料

資料 食品健康影響評価について（28消安第1144号）

6. 議事内容

○澤田座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第149回「遺伝子組換え食品等専門調査会」を開催いたします。

本調査会は公開で行います。

本日は所用により、近藤専門委員、樋口専門委員は御欠席とのことです。

また、本日は説明者としまして、農林水産省の沖田課長補佐に御出席いただいております。

す。

本日の議題となりますが、(1)として高度に精製され、安全性の確保に支障がないことが確認された食品添加物を飼料添加物として使用する場合に安全性の確保に支障がないことの確認について、の審議となります。

それでは、お手元の資料の確認をいたしたいと思いますので、事務局からお願いします。

○井上課長補佐 それでは、議事次第に基づき、配付資料の確認をさせていただきます。

配付資料は、議事次第、座席表、専門委員名簿。

資料としましては、平成28年6月6日付の農林水産大臣からの諮問文及び説明資料。

机上配布資料として、対象となる範囲の概念図及び対象となる品目の例となっております。なお、これら以外の参考資料につきましてはファイルに綴じまして、委員の皆様の上に置かせていただいております。本ファイルについては、調査会終了後、回収させていただきます、次回また配付します。不足等がございましたら、事務局までお知らせください。

以上です。

○澤田座長 それでは、事務局から「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づき必要となる専門委員の調査審議等への参加に関する事項について御報告をお願いします。

○井上課長補佐 では、本日の議事に関する専門委員の調査審議等への参加に関する事項について御報告いたします。

本日の議事に関しましては、専門委員の先生方からいただいた確認書を確認したところ、平成15年10月2日委員会決定2の(1)に規定する「調査審議等に参加しないこととなる事由」に該当する専門委員はいらっしゃいませんでした。

以上です。

○澤田座長 御提出いただきました確認書につきまして、その後、相違等はございませんでしょうか。

それでは、議題(1)の審議に入らせていただきたいと思います。6月6日に農林水産省から諮問がありまして、6月7日の食品安全委員会で本調査会に検討を依頼されました、高度精製飼料添加物の取り扱いに関する件について審議を行いたいと思います。

それでは、事務局のほうから諮問内容の御説明をお願いします。

○勝田係員 それでは、今回の諮問内容について御説明をいたします。お手元に、右上に資料と書いてあります諮問文及びその説明文書、併せて、皆様の机の上に置かせていただきました机上配布資料の概念図、こちらは簡単なポンチ絵が書いてあるものなのですが、これらを御準備いただければと思います。

今回の諮問の内容になりますが、資料の1枚目に記載のように、既に食品添加物の高度精製品として評価いただきました品目を飼料添加物に使用した場合の安全性評価の必要性の有無について、でございます。ここで机上配布資料の概念図を御参照いただければと思うのですが、こちらの図にある赤丸で囲った部分が食品添加物として使用が認められてい

るもの、青丸が飼料添加物としての使用が認められているものを示します。また、赤丸の中には高度精製品として評価が終了したものも含まれていまして、その一部には飼料添加物としての使用が認められているものもございます。

今回、農林水産省より意見を求められているものは、この3つの丸が全て重複する部分、この図で言うところの星印に該当する飼料添加物につきまして、改めて飼料添加物の高度精製品としての評価が必要かという点でございます。既に御説明いたしましたように、該当するのは高度精製食品添加物、つまり、人間がそのまま口にしても問題ないと評価されたものでありまして、当該物質を家畜に給餌し、その家畜由来の畜産物に新たなリスクが生じるかという点になるかと考えております。なお、仮に評価が必要となった場合は、当該物質を高度精製品として問題ないと判断した際の申請資料と同一のものを再度御確認いただくという形になろうかと考えております。

簡単ですが、諮問の内容に関する説明は以上になります。

○澤田座長 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、諮問の経緯やその詳細等に関しまして、農林水産省のほうから御説明をお願いします。

○沖田課長補佐 農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課で飼料の安全基準等を担当しております沖田と申します。よろしくお願ひいたします。失礼して座らせていただきます。

お手元の資料の2枚目、右上に参考と書かれている紙に沿って御説明をさせていただきます。そちらをごらんいただければと思います。

まず、経緯ですけれども、この飼料添加物のうち、いわゆるGM飼料添加物、組換えDNA技術を応用したものの製造に当たりましては、飼料安全法に基づきまして、個別の品目ごとに農林水産大臣の確認を受ける必要がございます。そのGM飼料添加物の中には、今、説明が事務局からありましたように、高度に精製されたものがございます。高度に精製されて不純物がほとんど含まれない、アミノ酸、ビタミン、これらについては高度精製品というくくりをしまして、これをその製品の製造方法や非有効成分の含有等の確認に重点を置いて評価をし、食品安全委員会と同時に農林水産省の農業資材審議会において、高度精製品として安全性を確認したものについてはGM飼料添加物としての大臣確認、先ほど申しました飼料安全法に基づく確認を不要とするところでございます。

なお、高度精製品はもちろん飼料だけというものもあるかと思いますが、食品として既に承認をされているというものがございまして、これについて専門調査会の皆様にお諮りをしたいというのが、この諮問の経緯でございます。

概要としましては、諮問文のとおりになるのですが、食品安全委員会によって既に食品添加物の高度精製品としての安全性が確認されているものについては、飼料添加物として使用する場合であっても高度に精製され、安全性の確保に支障がないことが確認されていることについて、食品安全委員会の意見を求めたいというものでございます。これにつきまして、去る6月7日の食品安全委員会において諮問を行ったところでございます。

今後の取り扱いですけれども、この評価において食品安全委員会から了承が得られた場合には、該当するものについては食品安全委員会の個別品目ごとの食品健康影響評価についての意見聴取は行わないこととさせていただこうかと考えております。なお、農水省の農業資材審議会での評価につきましては、これは従前のおり、そこには何ら変更することはありません。

なお、飼料添加物として使用する場合には、農林水産省が飼料添加物としての効果及び安全性を確認し、指定した飼料添加物であるということとともに、畜産物の安全性や家畜等の健康影響の観点から定められた基準及び規格に適合する必要があるとございます。これはGMであろうとGMでなかろうと、高度精製品であろうとなかろうと同じでございます。

去る6月7日に諮問を行いました際に、食品安全委員会のほうから幾つか質問がありましたので、それについて解説するとともに、我々はどういう説明をしたかというの御説明をさせていただこうと思っております。

まず、食品添加物の高度精製品として評価されたものには、アミノ酸とビタミン以外のものもでございます。これらについて飼料添加物として利用することはあり得るのかという御質問がございました。現時点では、先ほど説明しましたとおり、高度精製品はアミノ酸とビタミンだけと限っておりますので、これについて評価をお願いしているところです。現時点では、それ以外のものは高度精製品として取り扱うことはございません。

2番目の質問ですけれども、ビタミンDに関する御質問がございました。ビタミンDは対象になっているのかという御質問がありましたので調べましたところ、現時点でビタミンDは高度精製品として認められているというものはございませんでした。

3番目ですが、最終的にこういう評価をいただいたとして、個別の品目ごとの諮問は行わないということになるわけですが、そういったときに農林水産省から食品安全委員会に対して評価を行った際に通知や連絡をいただけるのかという御質問がございました。これについては食品安全委員会事務局と連絡を密にしまして、情報を共有していけるように相談させていただき、対応していきたいと考えております。

簡単ではございますが、諮問の経緯等につきまして、説明は以上でございます。

○澤田座長 ありがとうございます。

それでは、ただいま経緯を御説明いただきましたけれども、先生方から御意見、コメントがございましたら、いただきたいと思っております。

○山川専門委員 素朴な質問なのですが、飼料として農水のほうで認められているので飼料としてはそうなのですが、いわゆる残飯だとか、人が食べているものを家畜に食べさせて畜産物を利用する場合には、こういう規制はかかるのですか。

○沖田課長補佐 残飯というか、いわゆるエコフィードというものだと思います。人の食品を転用する場合につきましてはエコフィードというくくりで使っておりますけれども、これらにつきましても飼料安全法の枠組みの中のものでございますので、そういったものについては飼料安全法上の規制に従うということになるかと思っております。

○山川専門委員 ありがとうございます。

○澤田座長 ほかに御意見はいかがでしょうか。机上配布で具体的にどのような品目が対象になるかというのが、食品添加物の高度精製品として評価が終了した品目のところにありますけれども、実際には20ぐらい高度精製品があるのですが、そのうち農水のほうで使う可能性があるのは、この黄色に塗った部分であり、当面の間はごく限られたアミノ酸に限られているという状況です。将来的には農水のほうと食品安全委員会のほうで両方同時に認められた場合には、追加になる可能性があるという理解だと思えますけれども、ほかに御意見はいかがでしょうか。

いずれにしても、出す資料が全く同じで、2カ所で重複して審査をするということですので、安全性の懸念が特になければ、簡素化という意味ではいいのかなと考えられますが。

ほかに御意見はいかがでしょうか。今後の考え方としまして、事務局のほうからコメントはありますでしょうか。

○勝田係員 先ほど事務局から御説明させていただいた際にもお話したのですが、本件を事務局内で検討した際に、これまでの科学的知見においては特定の添加物が家畜に給餌されて、当該家畜の畜産物中に、この添加物に由来する成分がより人体に影響を与えるような物質というのは、今の科学的知見ではありませんが、未来永劫そういったことが言えるのかというのはまた別問題なのではないか、という意見がありました。

そのため、要は食品添加物としては問題はないけれども、それを家畜に給餌して、その家畜からできる畜産物がより毒性が強くなるような物質がもし見つかった場合には、従前どおり、食品安全委員会に諮問を依頼するようなスキームを残したほうがいいのではないかといった意見があったのですが、その点について御意見をいただければと思います。

○澤田座長 今の点はいかがでしょうか。当然、何か懸念が生じた場合はもちろん議論をしたほうがいいのかと思えますけれども、よろしいでしょうか。

ほかに何かこの際、確認をしておきたいこと等はございますでしょうか。先ほどおっしゃられましたけれども、今後の取り扱いですが、今後違う点というのはどういうことになりますでしょうか。

○勝田係員 該当する品目の家畜への影響等につきましては、先ほど沖田補佐から御説明をいただきましたとおり、従前どおり、農業資材審議会において審議されることとなっております。食品安全委員会に関連する部分といたしましては、該当する品目に関しましては諮問が来なくなり、その代わりにこういったものを農業資材審議会として承認しました、という連絡が来るといようなスキームが残るといことになります。変更となる事項は、それ以外については特にございません。

○澤田座長 今後の取り扱いにつきましても何か追加でコメントはありますでしょうか。よろしいでしょうか。ほかに御意見がないようですので、それでは、取りまとめをさせていただきます。

ただいま御議論をいただきましたように、既に食品安全委員会が「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」に基づきまして、安全性を確認した食品添加物につきましては、飼料添加物として使用された場合であっても当該飼料添加物は高度に精製されておりまして、これを摂取した家畜に由来する畜産物の安全性上の問題はなく、人の健康に及ぼす影響が変わるものではないと考えているということによろしいでしょうか。

また、事務局より御意見をいただきました内容につきましては、食品安全委員会により、高度に精製され、安全性の確保に支障がないことが確認された食品添加物について飼料添加物として使用された場合に、これを摂取した家畜に由来する畜産物の安全性上の問題が懸念される場合においては、従前どおり食品安全委員会への評価を依頼されたいということになりますけれども、よろしいでしょうか。よろしければ、文言等の細部につきましては、事務局に確認及び修正をお願いしまして、このような結果を食品安全委員会に御報告したいと思っております。ありがとうございました。

それでは、議題の（２）その他、でありますけれども、事務局から何かございますでしょうか。

○井上課長補佐 特にございませぬ。

○澤田座長 それでは、これで第149回「遺伝子組換え食品等専門調査会」を閉会いたしたいと思います。どうもありがとうございました。

なお、10分後の14時半から非公開で第150回「遺伝子組換え食品等専門調査会」を開催いたしますので、専門委員の先生方は引き続きよろしく申し上げます。どうもありがとうございました。